

困ったとき、わからないときは…

相談  
しよう!

# 消費生活センター 県民サービスセンター

## 気仙沼・本吉圏



気仙沼地方振興事務所  
県民サービスセンター

0226-22-7000

仙台弁護士会  
気仙沼法律相談センター

0226-22-8222

東部地方振興事務所  
登米地域事務所  
県民サービスセンター

0220-22-5700

仙台弁護士会  
登米法律相談センター

0220-52-2348

東部地方振興事務所  
県民サービスセンター

0225-93-5700

仙台弁護士会  
石巻法律相談センター

0225-23-5451

## 栗原圏



## 登米圏



## 石巻圏



## 大崎圏



## 仙台圏



## 仙南圏



北部地方振興事務所  
栗原地域事務所  
県民サービスセンター

0228-23-5700

北部地方振興事務所  
県民サービスセンター

0229-22-5700

仙台弁護士会  
古川法律相談センター

0229-22-4611

## 宮城県消費生活センター

022-261-5161

仙台弁護士会  
法律相談センター

022-223-2383

大河原地方振興事務所  
県民サービスセンター

0224-52-5700

仙台弁護士会  
県南法律相談センター

0224-52-5898

## 消費者ホットライン

188(嫌や!)

お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。

その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。

## 警察相談専用電話

#9110

## 相談受付時間

### 宮城県消費生活センター

平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00

※祝日・年末年始はお休みです。

### 各地方振興事務所県民サービスセンター

平日:9:00~16:00

※土日祝日年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、  
本情報誌のバックナンバーをご覧いただけます。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>



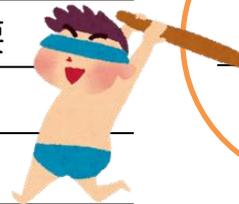
本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで（電話 022-211-2524）

# みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

## INDEX

- ◆実在する事業者をかたった架空請求に注意！
- ◆平成28年度宮城県消費生活センター相談状況の概要
- ◆百貨店を名乗る不審な電話に気をつけて！
- ◆消費者月間街頭啓発を行いました



2017

8 August  
月号

第89号



## 実在する事業者をかたった架空請求に注意！

ヤフー、DMM等の実在の事業者をかたり、利用した覚えのない有料動画サイトの未払い料金をSMS（電話番号を用いたメール）で請求されたという相談が増えています。



スマートフォンに大手通信販売会社の名前で、有料サイトの料金が未納になっているとSMSが届いた。身に覚えはなかったが、連絡がないと法的措置をとるとあったので電話した。

16万円分のプリペイドカードをコンビニで購入して、本日中に支払うように言われたが、どうしたらよいか。

### ★アドバイス★

#### ①心当たりのない不審なメール・SMSが届いても、対応しないようにしましょう

- ・メールやSMSに記載されている連絡先には決して連絡しないようにしましょう。
- ・実在する事業者名が記載されているメールやSMSが届いて不安な場合には、事業者のホームページや問い合わせで確認しましょう。

#### ②迷惑メールに関するトラブルを防止するための対策をしましょう

- ・OSやセキュリティーソフト等を最新の状態に更新しましょう。
- ・携帯電話、プロバイダー、セキュリティーソフト等の迷惑メールの対策サービスを確認し活用しましょう。
- ・メールアドレス、携帯電話の電話番号等の変更も検討しましょう。

#### ③迷惑メールがきっかけでトラブルになってしまったら、 最寄りの消費生活相談窓口等に相談しましょう。

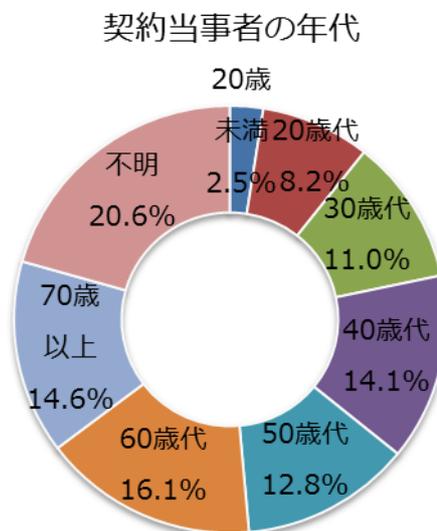
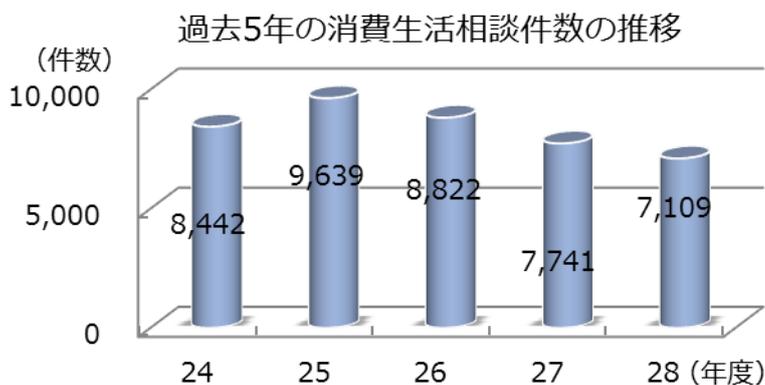
1人で悩まず  
相談しましょう



## 平成28年度宮城県消費生活センター相談状況の概要

宮城県消費生活センターと県内6カ所に設置されている県民サービスセンターを合わせた相談件数は7,109件で、前年度と比較すると632件減少しました。

また、60歳代以上の高齢層からの相談が依然として全相談件数の約3割を占めています。訪問販売・電話勧誘販売・訪問購入などの「家において巻き込まれるトラブル」に関する相談が多くなっています。



### ☆アダルト情報サイトなどの「デジタルコンテンツ」に関する相談が6年連続最多☆

スマートフォンが様々な世代に急速に普及したこと等により、アダルト情報サイトなどの「デジタルコンテンツ」に関する相談が全相談の約18%を占め、6年連続最多となりました。

また、20歳未満から70歳代までの各年代においてもそれぞれ最多の相談件数となっています。

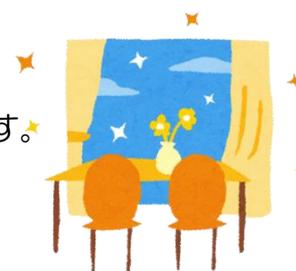
相談内容としては、「無料の動画を見ようと思い、年齢確認をクリックしたら、突然アダルトサイトに登録になり、利用料を請求された。」などの「ワンクリック請求」や、「コンテンツ利用料の未払いがある。支払わないと訴訟を提起する。」という内容のメールが届く「架空請求」が多くなっています。



### ☆不動産貸借に関する相談が増加☆

不動産貸借に関する相談は336件寄せられました。

相談内容としては、原状回復費用や敷金の返還に関するトラブルなどです。震災に伴い民間住宅に入居した方が退去に際してトラブルとなった事例もみられました。



### ☆二次被害に関する相談が増加☆

前年度と比較して49件増加し115件と、約1.7倍の相談が寄せられました。要因として、上記に記載のワンクリック請求に関連して、「解決先を探そうと消費生活センターと検索し、ヒットしたところに電話をしたら、解決に金銭を要求された。よく確認したら探偵業者だった。」などの二次被害的なトラブルの増加等があげられます。



## 百貨店を名乗る不審な電話に気をつけて！



百貨店の社員を名乗る電話があり、「偽造したあなたのカードを使って買い物をした人がいる。キャッシュカードを新しくする手続きをしたほうがよい。手続きのため銀行協会の者が行くので、キャッシュカードを預けてください。」と言われた。

1時間後、男性が訪れ、「カード処分の手続きに暗証番号が必要」と言われたので、キャッシュカードを渡し、暗証番号を教えた。

念のため百貨店へ確認の電話をしたところ、だまされたことがわかった。

### ★アドバイス★

- 百貨店が直接顧客に対し「店頭であなたのカードが別の人に利用されている」などと電話をすることはありません。このような電話があったらすぐに切りましょう。心配な場合は、百貨店に直接確認してください。
- 銀行の業界団体などの金融関係者が、電話や訪問により取引銀行や暗証番号を聞き出したり、キャッシュカードやクレジットカードを預かるようなことはありません。絶対に口座情報や暗証番号を教えたり、キャッシュカード等を渡したりしないでください。
- 少しでも怪しいと思ったら、警察やお住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談ください。



## 消費者月間街頭啓発を行いました

5月の消費者月間にあわせ、県内各地で街頭啓発活動を行いました。消費生活サポーターの皆様には、お忙しい中、多くのご参加を頂きました。



ご協力  
ありがとう  
ございました！



### ☆消費生活サポーターとは☆

平成28年2月より、宮城県消費生活サポーター制度が始まりました。サポーターの方々には、この「みやぎの消費生活情報」や啓発チラシの配布など、身近な地域で活動していただいています。